キケロ 『発見・構想論』 におけるレトリックの構想

平

野

敏

彦

序

 \equiv スタトゥス論 レトリック理論の全体構想 キケロの生涯と著作

五 結語 弁論のパルス論 匹

カウサ論

序

ク理論に関しては七篇が残っているが、それらを相互に比較しても、必ずしも理論体系構想として、整合性があると 古代西洋レトリックは、キケロに流れ込み、キケロから流れ出した。キケロが書いた多くの著作のうち、レトリッ

は言い難い。それらを一つの理論的発展過程と見ることもできるが、理論体系構築の試行錯誤の過程と見るほうが妥 キケロの最初の著作である ―― すべての著作の最初でもあり、もちろんレトリック理論の最 『発見・構想論 De Inventione』の最初の部分を素材にして、そこでのキケロのレトリック理

論の全体構想を明らかにすることを試みる。この著作は、キケロ以降のレトリック理論に一つのモデルを提供したも

当であろう。本稿では、

初の著作でもある

16巻1号(1992年)-キケロの生涯とレトリック理論関係の著作を簡単に見ておくことにする。 のであり、すべてのレトリック研究の出発点にすえるべきものだと考えられるからである。本論にはいる前に、まず、

キケロの生涯と著作

広島法学

間 以下、単にキケロと表記する)は、前一〇六年一月三日に生まれ、 ロの一般的イメージである「ストア派の哲学者キケロ」、「人生論のキケロ」は実は彼の一面を伝えるものにすぎず、 務めたが、最終的にはカエサルとの確執により、政界から身を引いて、 アウグル augur [=鳥占官](前五三年)とプローコーンスル proconsul [=属州長官](前五一年、キリキアに赴任)を 目のため、 前六三年には、 アエディーリス aedilis [=按察官](前六九年)、プラエトル praetor [=法務官](前六六年)という要職を歴任し、 て法廷弁論に携わり、その弁論を通じて名声を獲得することにより、クァエストル quaestor [=財務官](前七五年)、 士階級出身という政治的に不利な条件にもかかわらず、 はなった刺客の凶刃にたおれた。この時代はローマ共和制末期の政治的激動の時代である。キケロは、この時期に騎 カティリー 共和制擁護のために闘った政治家キケロ」、「弁論家キケロ」の面にももっと注意すべきであり、 著述に専念した。現在残されている多くの理論的著作は、この時期に執筆されたものである。 ルクス・トゥッリウス・キケロ Marcus Tullius Cicero (正確には、キケローと長音であるが、わずらわしい 公職に就かなかったり、 ナの政府転覆の陰謀を未然に防ぐという功績があり、「祖国の父」と呼ばれたりもするが、以後、 最高の政務官たるコーンスル consul [=執政官] にまで昇りつめた。このコーンスル時代に零落貴族 ローマを離れたりすることもあった。その後、一時、政治の舞台に再登場して、 当代一流の名士から弁論術や法律、哲学を学び、弁論家とし 前四三年一二月七日にマールクス・アントーニウスの 幾多の経験を経た生涯の円熟期の最後の数年 執筆活動の時期を したがって、 政治的反

調べることから浮かび上がってくるが あらゆる著作は、 弁論・演説と並んで、政治活動の一手段であったという視点から、 ― しゃべれないときは、書いている ――、 キケロにとっては、(レトリックの

後に後悔したようであり、前三〇年には、自分の同僚執政官としてキケロの息子マールクスを選んでいる ―― プルタ 理論的著作をも含めて) てしまった若きカエサル、つまりオクターウィアーヌス、後のアウグストゥスのキケロ評として ―― 彼はこのことを 討する必要があろう。 学のある人だった。そして学のある愛国者だった。」というのが、政治的駆け引きでキケロをアントニウスに売っ

リックの構想 たと言われている。)また、その文章は荘重にして自由、力強さのうちに典雅さに富み、後世のラテン語散文の手本とさ ルコスが伝えているが(Plu. Cic. 49)、キケロの著作の性格を評価する際に忘れてはならないポイントであろう。 幸運なことに、キケロの著作は、膨大な量が残されている。(ティーローという名のキケロの解放奴隷が保存し、公刊し

ラテン語規範文法はキケロの文章や言語の用法に範をとっていると言われる。

『発見・構想論』におけるレ 係が五冊(一冊は、 トンのラテン語訳など一部のものを除いては、主要な著作はほぼ収められている。この二八冊は、レトリック理論関 The Loeb Classical Library のキケロ全集 中世までキケロの書とされていた著者不詳の『ヘレンニウスに宛てたレトリック Rhetorica ad Herennium』 (羅英対訳)は二八冊から構成されており、 散佚した著作の断片やプラ

(以下、『ヘレンニウス』と略記する。) であるが)、法廷弁論や元老院での演説を含む実際の弁論 (数え方によって多少の違

Stoicorum』全一巻 [parad.]、『アカデーミカ Academica』全四巻 (一部が残存) [ac.]、『最高善と最大悪について De 論 De Re Publica』全六巻[rep.]、『法律論 De Legibus』三巻のみ残存[leg.]、『ストア派のパラドックス Paradoxa いがあるが、およそ一○六の演説を行ったと言われ、そのうち五八が残っている)が一○冊、哲学的著作が六冊.

209 Finibus Bonorum et Malorum』全五巻[fin.]、『トゥースクルム論議(談義、 論叢)Tusculanae Disputationes』全

五巻 [Tusc.]、『神々の本質について(神性論)De Natura Deorum』全三巻 [nat. deor./n.d.]、『大カトー、あるい

(1992年) 16 巻 1 de Amicitia』全一巻 [Lael./am.]、『義務論 De Officiis』全三巻 [off.] であり、日本でのキケロ受容は、この部分 は老境について (老年論) Cato Maior de Senectute] 全一巻 [Cato/sen.]、『ト占について (ト占論) De Divinatione』 書いた書簡とキケロ宛ての九○通の書簡が集められていた)──『アッティクス宛て書簡集 Epistulae ad Atticus』全一 を中心に行われてきた ――、書簡(一三四五年にペトラルカによって発見された書簡の写本には、八六四通のキケロ自身が 全二巻 [div.]、『宿命論 (運命論) De Fato』一部のみ残存 [fat.]、『ラエリウス、あるいは友情について (友情論) Laelius

広島法学 て書簡集 Epistulae ad Quintum Fratrem』全三巻[ad Q. fr./Quint. fr.]、『ブルートゥス宛て書簡集 Epistulae ad

Brutus』全二巻 [ad Brut.] —— が七冊である。

六巻[Att./ad Att.]、『知人宛て書簡集 Epistulae ad Familiares』全一六巻[fam./ad fam.]、『弟クィーントゥス宛

説も重要なのであるが、当面の対象であるレトリック理論については、以下の七篇が残っている。 キケロのレトリックという場合、もちろん、哲学的著作や書簡も無視できないし、その実践たる法廷弁論や政治演

八七年。 『De Inventione』全二巻(第一巻は[五五章]一〇九節、第二巻は[五九章]一七八節)[inv.] ……前九一年 | 前

て、そのために必要な材料・題材を発見するための術という内容から、〔題材の〕発見、構想、案出、 後述のように、レトリックの第一部門であるインウェンティオーの部門を扱ったものであり、弁論全体の構想を立 創案などの訳語

があり、「de」は「~について」を示す前置詞であるが、著作名のときは「~論」と訳されることが多い。本稿では、

『De Oratore』全三巻(第一巻は[六二章]二六五節、第二巻は[九○章]三六七節、第三巻[六一章]は二三○節)

風の対話篇 が集まって行われた対話という形式をとって書かれたものである。この形式は、 トリック理論の全体と理想の弁論家像を、前九一年の九月にアントーニウスとクラッススを中心にその他何人か —— 今日我々はそれを見ることはできない —— ということである (ad Att. 13, 19, 4)。 キケロ自身によるとアリストテレス また、 前五四年一

[de or./de orat.] ……前五五年。

スをモデルにして書いたものだと告白し、さらにイソクラテスの名もあげている。 レトリック」――『発見・構想論』はまさにこの典型であり、それを未熟なものと評価する彼の意図がうかがえる ― 二月の別の書簡(ad Fam. 1, 9, 23)の中で、キケロは、この著作は単なるレトリックの準則ではなく、アリストテレ キケロの関心が、いわゆる

『発見・構想論』におけるレト リックの構想 も分析されねばならないであろう。 彼をローマから追放し、 家とするので、『弁論家論』となる。この著作は、 から、人間教育をも射程に入れた哲学的レトリックの構築に向けられていたことが明らかになろう。oratorを弁論 [Brutus] 全一巻 その後、その追放が解かれローマに帰還したキケロが著した復活宣言であるという文脈から ([九二章] 三三三節) [Brut.] ……前四六年初め。 カティリーナ事件に対するキケロの処置が不当であるとする勢力が

首謀者になるマールクス・ユーニウス・ブルートゥス、英語読みでブルータスはその代表者である)によるキケロへの批判に 弁論の感情面をできるだけ排除して、厳格な論理面を重視しようと主張するアッティカ主義者 (後にカエサル暗殺

3

作は、 とアッティクスとブルートゥスの対話という形で叙述されている。著作名は、対話者の一人の名をとって、『ブルート 『著名弁論家論 De Claris Oratoribus』という別名もある)をたどることによって反論しようとするもので、 弁論のスタイル・表現面をも重視すべきであるとするキケロの主張を、 ローマ弁論家の歴史(ここから、

ゥス』である。

16巻1号 (1992年) されず、序文も断片的なものに終わった。理想の弁論家像を追求しようとしたもので、『弁論家の最高・最上の類につ いて』というタイトルはそのことをよく表している。しかし、その趣旨はもっとふくらまされて、次の『弁論家』に ギリシアの弁論家デーモステネースとアエスキネースのラテン語訳の序文として意図されたものだが、翻訳も公刊

『Orator』全一巻([七一章]二三八節)[or./orat.] ……前四六年後半。

結実している。

広島法学 まに使用できるデーモステネースが弁論家の理想だとされるのである。タイトルの訳としては、そのものずばり『弁 ので、レトリックの表現・修辞部門、特に散文におけるリズムの問題が論述の中心をなしている。スタイルを意のま 『ブルートゥス』に対するブルートゥスの反論に再反論するために、ブルートゥス宛ての書簡の形式で書かれたも

論家』である。

- 挙することにより、示そうとした試みであるので、『弁論術の部分列挙』が適切な訳語であろう。 全体を定義する一種の帰納的な定義の方法である (Cic. top. 28)。したがって、この著作は、 を部分に区分・分割していく divisio という一種の演繹的な定義の方法とは異なり、各部分を列挙することによって ック理論の概説・入門書である。弁論家の能力 vis (レトリックのパルス)、弁論 oratio そのもの (弁論のパルス)、問 quaestio(レトリックのマテリア)の三つの観点から、それぞれ論じられる。partitio とは、全体がまずあってそれ キケロが、アテナイへ勉学に旅立つ息子マールクスの問いに答えて弁論術の解説をするという形で書かれたレトリ 『Partitiones Oratoriae』全一巻([四○章]一四○節)[part./part. or.] ……前四六年末-前四五年初。 弁論術を各構成部分を列
- 『Topica』全一巻([二六章] 一〇〇節)[top.] ……前四四年夏。

引用される「これは法の関知するところにあらず。キケロの関知するところなり。」という事実問題についての言明 作であるが、旅の途中、船中で、参考文献なしに記憶に頼って書かれたという成立事情も手伝ってか、 関係の例であり(「あなたたち法学者」という呼び掛けが何度もなされている)、法学者と弁論家の関係を示す例としてよく トテレスの『トピカ』との関連性はそれほど大きくない。ただ、トポスの説明のために引かれる例が、ほとんど法律 キケロの著作によく見られる自画自賛の一例である — も本書に見られる(Cic. top.51)。 拠点論 論拠集、 現存のアリス トポス

アリストテレスの同名の著作を、友人の法学者トレバーティウス・テースタ Trebatius Testa のために解説した著

ックの構想 となる。 論などの訳語も可能であるが、『トピカ』でさしつかえないと思われる。ドイツ語では「Topik」、英語では「Topics」

『発見・構想論』におけ ついても、 以上七篇のレトリック理論関係の著作は、 最初の著作と最後の著作の間には、 特に執筆時期との連関から、歴史的状況の中にはめこんで、社会史的に検討する作業が必要であると思わ キケロの政治家と弁論家としての経験が横たわっている。 全体として体系構想が一貫しているわけでもなく、 用語もまちまちであ その内容の理解に

レトリック理論の全体構想

れる。

ばれる著作において、 準則、 トリックの教科書は、 ルール〕を叙述するものである。だが、キケロ自身は、未完に終わったために通称『発見・構想論』と呼 レトリック理論の全体 何よりも実践的な弁論のしかた、つまりその技術に関する数々のプラエケプタ praecepta ――後述するように、キケロはそれを五つの部門に分ける

る意図をもっていた、 つまり書き始めたときは、第一の部門のみでこの著作が中絶するとは考えていなかったはずで

(1992年) — ある。そこで、彼は、 ていたのではなく、公刊されたときに付け加えられたという説もある)、レトリック理論の総論とも言える問題、 [=国家、共同体] に対し、 まず第一巻の冒頭(inv. 1, 1-5)で弁論術 oratoria と雄弁術 eloquentia がキーウィタース civitas 利益を与えるものか、害になるものかを簡単に論じた後(この部分は、

最初から書かれ

られるかという問題である。 をもつか、どのようなマテリア materia [=素材・題材] を扱うか、どのようなパルス pars [=部分・部門] に分け のような性質をもつか、どのようなオッフィキウム officium [=任務] をもつか、どのようなフィニス finis [=目的] レトリックの術そのものが、どのようなゲヌス genus [=類] に属するか、つまり、どのような種類のど

トリックの全体構想、つまりレトリック教科書では何を扱うべきかについて語っている。⁽³⁾

広島法学

16巻1号

国家、ギリシア風に言えばポリス(都市国家)] に関するという形容詞であり、ラティオーとは、 ック rhetorica と呼ばれる」とされる (inv. 1,6)。キーウィーリスとは、キーウィタース civitas [=市民の共同体) 大きな豊かな一つの部分がアルティフィキオーサ・エロクェンティア artificiosa eloquentia であり、それがレトリ 理性的な、 筋

第一の問題であるが、「キーウィーリス・ラティオー civilis ratio とも呼ばれるべき分野があり、……その

た取り扱いのことであり、それはギリシア語のロゴスの訳語として用いられることが多く、以下においてこれがスキ

の通っ

見ていいだろう。 に エンティア scientia と言い換えられていることからも明らかなように、結局のところ、知識・学問を意味していると かなっているということであり、それがわざわざ eloquentia に付されていることからして、エロクェンティアには、 また scientific system という英訳もそこから出て来るようである。 artificiosus は、 アルス【=術

クの構想

ず、雄弁がレートル【=弁論者】の個人的な力とわざに含まれているのだという意見とも一致しない」とした上で、 ろう。) そして、「キーウィーリス・スキエンティア civilis scientia には雄弁は不要であると考える者たちには賛成せ 術にかなったものとそうでないものがあり、術にかなったものを oratoria、すなわち弁論術というと理解することは 弁論術の能力 oratoria facultas はキーウィーリス・スキエンティアの一部であると結論する (inv. 1, 6)。 それに対して、オラトリア=レトリックは術の裏づけがあり、それ故、 ロクェンティアは、 できないだろうか。 しては、「弁論術」が適切であろう。(このように理解できるとすれば、「雄弁術」というのは、多少、不適切ということにな 単なる「雄弁」、つまり特に術の裏づけのない個人的なすぐれた能力により行われるものを指し、 したがって、両者が文脈によってはほぼ同じものを指す場合も多いと思われるが、厳密には、 学び教えることができるものであり、 訳語と エ

実践的な学、 たく一致している。アリストテレスの知の体系は、人間行動の見る、行う、作るに対応して、観想的・理論的な学、 制作の術、そして道具たるオルガノンから成るとされるが、レトリックは、通常『詩学』と訳される『制

キケロはこの個所でアリストテレスに明示的に言及していないが、この考え方は、アリストテレスの考え方とまっ

もの〕と性格を取り扱う政治学の部門〔=倫理学〕とから合成されたもの」(Arist. Rhet. 1, 4, 4. 1359b 9) であり、ま 作論 Peri Poietikes 〔ギ〕/Poetica』と並んで、制作の術に属し、「分析的な学問 た弁論は政治に従属する(Arist. NE 1, 2. 1094b)とされる。ここでいう政治学は、ポリティケー politike〔ギ〕であ り、ポリスに関する学問のことであり、civilis と重なると思われる。 〔=オルガノンの中の推論を扱う

『発見・構想論』

いう訳語を与えた officium であるが、これはキケロのおそらく最も名の知られている著書『義務について(義務論 レトリックの任務に関してであるが、これは第三の目的と関連して論じられる (inv. 1, 6)。

的な『任務の完遂』]を意味するとされる。(また、後世のユスティニアヌスの『学説彙纂 Digesta 』では、 De Officiis』のタイトルに用いられているのと同じ語であり、そこでは「人として、市民または公人としての、

執政官

16巻1号 (1992年) — 広島法学 10) quid effici conveniat」、あるいは「彼がそのためになすべきこと illud cuius causa facere debet」が考察されるので ad apposite ad persuasionem」なのである。他方、目的においては「何が結果としてもたらされるのにふさわしいか 用いる者が果たすべき任務、役割と理解してよいであろう。それは「〔聴衆を〕説得するのに適するように語ること dicere あるいは「彼がなすべきこと id quod facere debet」が考察されねばならないとされる。したがって、レトリックを が用いられている。)そして、レトリックの officium という場合は、「何がなされるのにふさわしいか quid fieri conveniat」、 や法務官(D. 1, 14)等の政務官のなすべきこと、つまりその職に就いた者の職務・職責を指す場合に officium という語

apposite」であり、 手は説得されないかもしれず、訴訟の場合には敗訴の結果が出るかもしれないし、 合も、その任務において最善を尽くしたからと言って、必ずしも目的が達成されるわけではなく、 たがって、弁論家の目的は聴衆を説得することであり、そのためになすべきことが言葉を語ることなのであり、他方、 目的は患者を健康にすることであり、そのためになすべきことが医術を施すことである。いずれの場 その目的は「医術を施すことによって〔患者を〕健康にすること sanare curatione 」である。 医者の場合は、 手当の甲斐なく患 弁論家の場合、

となのである。

者は死んでしまうかもしれない。しかし、いずれの場合にも最善を尽くすということが、任務、つまり、

使い手とのアナロジーが語られ、その任務は「(患者を)健康にするのに適するように医術を施すこと curare ad sanandum

あり、それは「語ることによって〔聴衆を〕説得すること persuadere dictione」である。ここで医者、

つまり医術の

クの構想

infinita であり、 の分け方は、 が、どちらも弁論家の扱うマテリアであるとしたのであるが、キケロは、後者は哲学者のマテリアだと批判する。こ 及する弁論における争い)とクァエスティオー quaestio (特定の個人に言及しない弁論における争い)とに二分するのだ 作り上げられた能力 facultas が取り扱うもの」、「弁論家の術と能力が取り扱うレース[=事柄、 アとは、医術のマテリアとはそれが取り扱う病気とけがであるのと同じように、「術全体が、そしてその術に基づい 具体的・個別的・実践的問いで、 トリック理論の標準的教科書の著者であるラウスベルクによると、これは問いの具体度に関する区別であり、(エ) の問題として定式化される (Cic. top. 79ff.)。すなわち、限定的な問い quaestio definita と無限定的な問い るとして、マテリアを無限に広げていた。もっとも、ヘルマゴラス自身は、マテリアをカウサ causa (特定の個人に言 である。ソフィストのゴルギアスや前二世紀のテムノスのヘルマゴラスは、レトリックはどのような問題でも扱い得 第四は、 弁論術のマテリア [=素材、 後にキケロによって、クァエスティオー[=問い]---へルマゴラスのそれとは異なる 前者は、causa/hypothesis〔ギ〕であり、後者は propositum/thesis〔ギ〕のことである。 そのモデルは訴訟事件であり、後者が抽象的・一般的・理論的問いで、本来は哲学 材料、 題材]、つまり弁論対象物 Redegegenstand についてである。 対象物]」(inv. 1, 7) 現在のレ 前者が

マテリ

『発見・構想論』におけ らを以下の三つのゲヌス [=類] に分ける (inv. 1, 7)。(この部分は、 の領分である 結論的には、 (Lausb. §68f.)° キケロはアリストテレスによる弁論対象の限定と区分に従って、 キケロが簡単な定義的な規定を与えているだけなの ある一定のマテリアに限定し、 それ

で、適宜、 genus demonstrativum は、「ある特定の人物に称賛 laus または非難 vituperatio を割り当てる」もので (genus 説明を補充した。(Vgl. Lausb. §59-65))。

laudativum (Quint. 3, 7, 28)という語も用いられる)、アリストテレスの用語では、genos epideiktikon〔ギ〕であり、

(1992年) -

と恥辱 turpe である

広島法学 16巻1号 参加する資格を有する者である)など行われる場を考慮して、「議会弁論」や「政治弁論」という訳語も用いられる。 類」、「提議類」などがあるが、将来の行動について決議することが要請される民会、元老院 dictioを含む」もので、 genus deliberativum は、「共同体〔国家、都市〕に関する論争 disceptatio civilis において意見の表明 sententiae アリストテレスの用語では、 genos symbouleutikon〔ギ〕であり、日本語としては、 (それ故、

ケロはここでは述べていないが、アリストテレスによると忠告と諫止が目的であり、追求される価値は利害・効用 utilitas

キ

である。

去の行為事実 factum(事件)について審判人・裁判官(それ故、聴衆は、判決を下す権限を有する者である)(ミン めるという訴訟が行われる場を考慮して、「法廷弁論」という訳語も用いられる。追求さるべき価値は、 む」もので、 3 genus iudiciale アリストテレスの用語では、genos dikanikon〔ギ〕であり、 は、 「訴訟において訴追 accusatio と弁護 defensio、 日本語としては、「訴訟類」があるが 請求 petitio と請求拒絶 recusatio を含 正 iustum• の判断を求

精緻化され、それとの関連性で、それぞれの特殊性を論じるという形で、他の二類が論じられるのが常である。 必ずしもなされるとは限らず、演示類においては、 不正 iniustum である。レトリックのディアレクティッシュな性格は、必然的に対立・対抗構造 負がアークティオー actio である ―― をもつ訴訟類において最も顕著であり 明示的な対立はない)(Lausb. §63)、レトリック理論は訴訟類を中心に (審議類においては、 対立する意見表明が ― その敵対的な勝

『発見・構想論』におけるレ クの構想 指示などを内容とする文書)を作成する手続と、審判人 iudex 面前での審判人手続(apud iudicem)、 — 法務官 praetor 面前での法廷手続(in iure)、すなわち、原告・被告双方出頭の下に、法学者の助言により法務官 を有する百人審判所 centumviri —— は、 二分された手続から構成されている方式書訴訟、特に、一〇〇人以上の審判人団からなる、高額の回収訴訟に管轄権 れた審判人が証拠調をして、すなわち両者の弁論を聴いて、判決を下す(方式書の文言に完全に拘束される)手続という のイニシアティヴで双方の合意による方式書 formula(審判人の任命、争点の整理及び決定、被告有責の場合の判決内容の いずれも、弁論家の活動に最も適合する制度であったという点を考慮しな すなわち、 任命さ

ければならないであろう。

インウェンティオー inventio(heuresis(ギ))とは、「excogitatio rerum verarum aut veri similium quae causam

構成部分]である。これは五つの部門に分けられる(inv. 1, 9)。

レトリックの術のパルス pars(正確には、

複数あるので、

複数形の partes パルテースであろうが)[=

最後の第五は、

219 veri similes である。つまり、「一○○%真実である、疑いの余地のないレース[=もの]か、あるいはそこまではい probabilem reddant」である。excogitatio は「発見・案出・考案・創案」であり、発見されるものが

- 広島法学 まり、 範囲であるので、この部門はそれほど重要な部分ではない。 2 第一の発見部門で「発見された題材を、ある一定の順序 ordo に分配すること、ある秩序に割り振ること」で したがって、「配列部門」という訳が適当であろう。しかし、弁論全体の構想は、すでに発見・構想部門の扱う ディスポシティオー dispositio (taxis (ギ)) とは、「rerum inventarum in ordinem distributio」である。
- る。 ら、「修辞部門」という訳も考えられる。後に、「文体論 stylistics 」に発展するのは、この部門である。 つれ、学校での練習演説中心になり ―― この部分のみに重点がおかれ、ここがレトリックの中核と考えられることか が、あるいは、後に ―― 共和制期にレトリックがもっていた政治的意味合いが、帝政期以降、まったく薄れていくに 3 つまり、発見部門で発見された題材で組み立てられる「構想に、適切な言語表現 verbum を適合させること」で したがって、レース [=題材・内容] に最もふさわしい表現を与えることであり、「表現部門」が適切であろう エーロクーティオー elocutio (lexis (ギ)) とは、「idoneorum verborum ad inventionem accomodatio」であ
- 見された「レース[=題材]とそれに与えられた言語表現を頭の中にしっかりと捕捉しておくこと」である。 メモリア memoria (mneme (ギ)) とは、「firma animi rerum ac verborum perceptio」である。 つまり、発 レトリ

うでは、 をする弁論家は訴追側の二倍の時間弁論しなければならなかったであろうと推測されている)、それを草稿を見ながら行うよ 審判人 (団) の面前で、 はない。それ故、語るべきことを予め記憶し、そしてそれを実際の場で思い出すためのテクニックがレトリックの一 聴衆の心をとらえることはむずかしく、聴衆の反応を計算にいれながら、とうとうと弁じなければ効果的で 訴追側にたつ弁論家は、主たる訴追者であれば四時間、 補助的な訴追者であれば二時間、

ックが想定している弁論は、

かなり長時間にわたって、

たった一人で演説をぶつのであるが

(刑事事件の場合、

(平野)

部として、

位置づけられているのである。したがって、「記憶部門」という訳が適切である。

後世、ここから「記憶術」

『発見・構想論』におけるレト クの構想 et corporis moderatio」である。つまり、発見された「題材とそれに与えられた言語表現の価値•品位にしたがって、 訴えかけ、 である。 声の出し方と体の動かし方・身振り手振りをあやつってそれが適度なものになるように調整・コントロールすること」 が発生してゆく。 (5) プローヌーンティアーティオー pronuntiatio (hypokrisis (ギ)) とは、「ex rerum et verborum dignitate vocis すなわち、 聴く気のないあるいは反感をもっている聴衆をも説得し、自己の意見を受容させるためのパフォーマンス 以上の四部門をすべて終えた後に、実際に聴き手の前で、耳と目に、つまり感覚的情動的な面に

学校では、 左右し得る大事なポイントであり、レトリックの一つの部門として位置づけられているのである。 に同調させることができなくなるかもしれないという、 それは、 ン語弁論だけでなく、ギリシア語の弁論についても長けていたことは、 やりすぎれば反対の効果を産むおそれがあり、 様々なテーマを題材にして、実際に練習演説をさせて、 弁論・演説の最終段階での結果、つまり説得できるか否かを さりとて、配慮しなければ、内容がい 訓練するのがならわしであった。キケロ プルタルコスの記述 (Plu. Cic. 4) などからも かに正論であれ、 レトリック教師の が、ラテ

のテクニックである。(現に、ギリシア語の hypokrisis は、舞台である役を演じることを意味する演劇用語からの借用である。)

内容をとって「所作 (・口跡)

あろう。 部門」という訳や「実演部門」、

16巻1号 (1992年) -

以上の五つの部門は、

前述の演示類、 審議類、

さらには「演技部門」という訳も可能で

訴訟類すべてに適用されるレトリックの術を構成する部門である。

始めるのである (inv. 1, 9)。しかし、クィンティリアヌスが『レートリキー・リブリー [=レトリック教本] 二巻本 術としてのレトリックの全体を取り扱うためには、以上の五つの部門をすべて論じるのが本来であるが、 Rhetorici Libri Duo』として引用する本書は、残念ながらこの発見・構想部門だけで叙述が終わってしまっている。 のうち最も重要なのが、そしてすべてに先立つのはマテリアとパルスであるとし、著作の叙述を発見・構想部門から キケロはそ

広島法学

験を積んだ後に、大著『弁論家論』を世に問うたのである。 キケロ自身、本書が不十分で未熟なものであることは自覚しており、それを補うつもりで、弁論家としての十分な経 以後、前述のように、死の前年の『トピカ』に至るまで、

なかったことから、確実である。それ故、

本書は通称として『De Inventione』と呼び慣わされている (qui vocantur)。

―― は、クィンティリアヌスの時代でさえこの部分だけしか

個人的なも

のか、外在的要因がどれほど作用したかは明かではない

残余の部分が散佚したのではなく、中絶してしまっていること —— その中絶の理由がキケロに内在的な、

構想論』と重なる点が多いので、 言うべきものはついに書かれずじまいであった。しかし、キケロがレトリック教科書を書かないはずがないと思われ ほぼ同時代に成立していた『ヘレンニウス』ではレトリック理論全体が取り扱われており、 いくつかのレトリック理論に関する著作が書かれたが、それぞれ重点の置き所が変わり、レトリックの教科書とでも キケロが『発見・構想論』を書き直し、書き足して『ヘレンニウス』を著したと考 内容的にも未完の

えられた理由の一つであろう。

ス

『発見・構想論』における る。 [5 門にとりかかるのだが、この部門の中でどのような順序で叙述すべきかについてのシェーマはなく、『ヘレンニウス』 要な題材を集め、 駁部の中で、スタトゥス論とトポス集が扱われている。いずれにせよ、スタトゥス論は、 部 reprehensio での議論に利用するためのものである。他方、『ヘレンニウス』の場合は、パルス論の中の立証部と反 でも三類共通のものであることを忘れてはならない。)そしてこのトポスは、 類中心に行われ、 うになる理論、 と比較しても、用いられている実際の例や個々の論点の重なり具合に反して、 キケロの場合、 訴訟類、 はレトリックの全体構想を簡単に規定した総論部を終えた後、 審議類、 次に弁論のパルス論という順序で叙述がなされ、その後に(第二巻において)、議論のための様々なトポ 他の二類は、それのもつ特有な部分について論じられるだけである。しかし、 それを論拠として議論 argumentatio を展開するための、 まず、 演示類に即して、そしてその内部では各スタトゥスに従って整理される。 構文論的な syntaktisch 問いの区分 (Lausb. §55) である後世にスタトゥス論と呼ばれるよ 弁論のマテリアとパルスを扱う発見・構想部 弁論のパルスの立証部 confirmatio と反駁 核心部分である。 叙述のシェーマにはかなりの相違があ スタトゥスそのものは、 弁論全体の構想を立て、必 そして論拠を一定の論 (ただし、これは訴訟

クの構想

細に、 したがって、キケロは、スタトゥスについては、 多くの場合は具体例をあげてもう一度説明を繰り返す。こういう叙述のシェーマは、たとえば『トピカ』にも まず第一巻で簡単な説明を与えるだけですませ、 第二巻でより詳

に従って、「トポス topos〔ギ〕(複数形は、トポイ topoi〔ギ〕)」(ラテン語では「ロクス locus(複数形は、ロキー loci)」)

「場所」を意味するギリシア語を転用して術語として使用した用法

と呼び慣わされているのである。

法に組み立てる常套的な型が、アリストテレスが

広島法学 どんな訴訟の手続がふさわしいかという訴訟(手続)actio に関するか、のいずれかに関するクァエスティオー quaestio 含むレース[=題材]は、それぞれ、過去になされたこと、つまり行為事実 factum に関するか、それがどんな名称 コーンスティトゥーティオー constitutio と呼ばれる。」(inv. 1, 10) の行為かという名称・名目 nomen に関するか、それがどんな種類の性質に属するものかという類 genus に関するか [=問い]を含んでいる。その問いからカウサ [=具体的個別的事件]が生じてくるのであるが、そのような問いが 「言葉を用いて主張したり、論じ合ったりする dictio ac disceptatio 状態に達した何らかの争い controversia

status は地位、状態、身分などを指す。また、現代英語における法律用語との比較で言えば、前者は constitution[=意味は「立てる」ということである。 である。(このことも、両者共通の典拠があるのではないかと想定される一因である。)キケロは後の著作では、それに「status_ という語をあてている (Cic. top. 93)。それぞれ「constituere」と「statuere」の名詞形であり、いずれもその根本的 ルマゴラスであった。constitutio は、彼の「stasis〔ギ〕」のラテン語訳であり、『ヘレンニウス』と共通する訳語 ローマ法において、constitutio は帝政期における皇帝の勅法を指す語であるし、

この考え方自体はすでにアリストテレスに見られるが、それを精緻化し、体系化したのは、前二世紀のテムノスの

『発見・構想論』における クの構想 く、constitutio という語を用いているのであるが、さしあたり、本稿では、constitutio の訳語として、「スタトゥス」 るとしても、 後のレトリックの歴史において、つねにスタトゥス論という形でこの部分が論じられていることによる。スタトゥス れているにせよ、指し示す対象は同じであるので、本稿では、constitutio と status を同義語として扱う。それは以 るが、レトリックのスタトゥス論においては、通常は、最も対立的な構造をもつ刑事訴訟がモデルとして採用され、 とさらに定義されている (inv. 1, 10)。 intentio とは、 を用いておく。 し中立的な「事項」、「論点」という訳語も提案されている。『発見・構想論』の中でキケロは status という語ではな の内容については、 の趣旨の表示を、民事事件においては請求の趣旨の表示を指すので、この定義自体、民事・刑事双方に適用可能であ の「issue」から「争点」という訳語も可能である。しかし、訴訟類のスタトゥスについては「争点」が最も妥当であ スタトゥスとは、「インテンティオーの否認・拒絶 depulsio に端を発するカウサの第一の衝突 conflictio」である スタトゥスは審議類や演示類についても用いられる概念であるので、多少、難がある。そこで、もう少 後述するところであるが、訳語として、根本義からは「立脚点」、「立論点」が出てくるし、 刑事事件においては告訴・告発の趣旨の表示、つまり公判請求

後者は statute

[=制定法]

の語源になっている。しかし、

レトリック文献においては、

いずれの語

が 闸

にかなったものであった iure feci」という否認が対置された場合には、なされたことの性質、つまり正当かそうでな

行為事実に関するスタトゥス (推定的スタトゥス) が生ずることになり、「私はその行為をなしたが、それは正当な、法 はその行為をなさなかった non feci」というそれに対する否認が対置された場合には、なされたこと、つまり過去の 為)をなした fecisti」という動詞の完了形で表現される、つまり過去の行為についてのインテンティオーに対し、「私 理論が展開されている。したがって、刑事事件に即して一般的に例をあげれば、「あなた (被告人) はある行為 (犯罪行

Ľ۵ か、

じるのである (inv. 1, 10)。

推定的スタトゥス

広島法学

限りにおいて、

は過去の行為事実に限られ、審議類においては将来の行為、演示類においては現在の行為が扱われる。

(Lausb. §99, 150)、「それは存在したか An sit?」(Quint. 3, 6, 80)、「それはなされたか An factum sit?

—— 接続法で表記されるところに、注意 —— であるが、行為者 auctor の要素を

過去の行為だけでなく、現在や将来の行為についても成立し得るのだが(inv. 1, 11)、訴訟類において constitutio coniecturalis と呼ばれる。」(inv. 1, 10) しかし、これが行為についてのスタトゥスである

(Quint. 3, 11, 2) という動詞の問題

構文論的には

のになるので、

|なされたことについての争いがある場合、カウサ [=争いの原因] は、

推定・推測 coniectura によって確かなも

歩は、

訴追事実と被訴追者との関係を否定することである。

行為事実 factum がどのようなものであったかという点と、当該被訴追者が行為者であるかどうかという点が争われ 考えなければならないので、「彼はなしたか An fecerit?」(Quint. 3, 6, 5) という主語の問題でもある。したがって、

現行訴訟手続との関連で言えば、事実認定や証拠、特に情況証拠の問題が扱われることになる。刑事弁護の第一

事実の認定は、

動機・原因から ex causa、

人物の性格や

素行から ex persona、

という訳語が適切であろう。

いずれ

証拠に基づいて、過去の行為事実の存在が推定的に明らかにされるので、「推定的スタトゥス」 行為事実そのものから ex facto ipso なされるので、それぞれ多くのトポスが提供される (inv

法にかなっているかそうでないか、そのどちらの類に属するのかに関するスタトゥス(属性的スタトゥス)が生

目で呼ばれるのかについて問われる場合」(inv. 1, 11) definitiva と名づけられる。」(inv. 1, 10) それは、「なされたことについては一致があり、それがどのような名称・名 構文論的に言えば 名称・名目について争いがある場合、言葉の意味が単語によって定義 definiere されねばならないので、constitutio の争いであり、「定義的スタトゥス」という訳語が適切である。

『発見・構想論』におけるレト クの構想 (平野) なろう。 らにあたるのかということであるので、 と聖物窃盗行為の定義の違い、つまりそれらの犯罪を規定している法文の解釈の違いではなく、当該行為がそのどち 純窃盗 fur] ここでは、 ウス」という訳も可能である。)前者は、キケロの体系では、 定義という語はキケロの体系では二個所に出てくるので、 所為と法との関係づけが問われるのである。よくあげられる例としては、 か「聖物窃盗 sacrilegus」かという例である (inv. 1, 11)。したがって、ここで争われるのは、 (Lausb. §104)、「彼は何をなしたか Quid fecerit?」(Quint. 3, 6, 5) という目的語の問題である。 端的に言って、構成要件該当性の問題である。(したがって、 後述の法文(類)スタトゥスの中の定義類ということに 用語の混乱を主張する見解もある。 ある行為をなした被告人が 一判定的スタト しかし、 窃盗行為 一単

キケロ それは理論的なレベルの話であって、実際の弁護の際には、 両者が融合するのはやむを得ないであろう。

法文自体の語の定義、

すなわち解釈の問題を区別する取り扱いは、

それなりの意味をもつのではなかろうか。

構成要件該当性の問題と

力説することになろう。

したがって、

であるから、

審判人の面前での審理が開始された段階では、弁護人は訴追された犯罪類型には該当しないという点を

定義という語を二個所で用いるのは問題であっても、

マの刑事訴訟手続では、

犯罪類型によって、

訴訟手続が

(包括的な法典ではなく)

個別単行法により定められてい

るの

広島法学 16巻1号 (1992年) - 228 そのものの訳語としても、「属性的スタトゥス」や「性質のスタトゥス」が考えられるが、前者を採用しておく。 どんな性質をもつかというスタトゥスであり、qualisの名詞形 qualitas(性質、 問われるとき、 語も用いられる。)「なされた行為がどの程度で quantum、どんな種類で cuiusmodi、そもそもどんな性質か quale があるので、constitutio generalis と呼ばれる。」(inv. 1, 10)(inv. 2, 62では、vis、genus と並んで、性質 natura とい (Quint. 3, 6, 10)という表現が同じ内容を表すものとして一般に用いられるので、それに合わせて、constitutio generalis 「レースがどのようなものであるか qualis が問わる場合、 争いは類 genus に関するものである。」(inv.1,12) したがって、行為がどんな類に属するか、 行為 negotium の意味 vis と類 genus につい 属性)から、 後には status qualitatis ての争い

よかろう。 されるもので、 が争点である (Lausb. §123)。属性的スタトゥスは、順序として、推定的スタトゥス、 このスタトゥスは、構文論的に行為の副詞的規定のレベルにあり、所為が適法 iure かどうか、正当 iustum かどう 現在の刑法学の枠組で言えば、違法性阻却事由の有無や有責性の判定にかかわる部分であると言って 定義的スタトゥスの次に検討

方法が示されねばならない。そこで、属性的スタトゥスは、二つのパルス[=部分]に分けられる。一つは、パルス・ ユーリディキアーリス pars iuridicialis であり、もう一つは、パルス・ネゴーティアーリス pars negotialis である。 このように属性的スタトゥスでは、所為の正・不正の判定が問題なのであるが、そのためには判定の基準と判定の

何がユース ius [=法。 節の定義では、pars negotialis は「キーウィーリス・モースと衡平に基づけば ex civili more et aequitate、 制定法よりも広い概念〕に属するか」を考察する部分である。「我々のもとでは、 つまりロ

前者はさらに細かい部分に分けられるので、まず後者を扱おう。

マでは、 [=法学者] であると考えられている。」(inv. 1, 14) という定義が与えられているだけで、それ以上の説明はない。そ それを注意深く先頭に立って指揮し、統括している pracesse のは、 法に精通している者たち iure consulti

場に立つ弁論家が考察すべきことは、「ユースがどんなものから成り立っているか ius ex quibus rebus constet」で K こで、第二巻第六二節以下を参照すると、pars negotialis は「ユース・キーウィーリス上の行為 negotium iuris civilis かかわる争いを含んでいる」パルスという定義がある (inv. 2,62)。この場合、双方の当事者、 つまりそれぞれの立

クの構想 あり、一その始まりは、 第一の引用から言えることは、 自然 natura から引き出されたと見られる。」(inv. 2, 65) pars negotialis は法学者が最終的な決定権を有するとされている領域にあり、

る。これが問題となるのは、今日的表現では、ハード・ケースの場合とでも言えようか。また、(8) 慣行・風習や衡平の観念にも開かれているものと理解されているといってよかろう。これを司るのが法学者であると ということである。少なくともこの言明からすれば、ユースが法律だけに限定されているわけではなく、広く市民の いうことから、オイゲン・エールリッヒのように、ユースを「法曹法 Juristenrecht 」と性格づける見方も可能であ の属性判定の基準たるユースが何かが問題であり、それは civilis mos と aequitas とから判断するべしとされてい 対象たる事件が ius civile にかかわる民事訴訟であり、それは法務官面前での法廷手続 第二の引用から言え (審判人面前での審

家が争っていけないわけはないのである。また、このパルスは時間的に未来にかかわるので、審議類と密接に関連す ·法学(者)に関する部分」とでも訳するのが適当であろう。もちろん、 最終的に法学者の領分であるとしても、

形で手続に関与する訴訟形態であるということである。したがって、pars negotialis は、「法に関する部分」または 判人手続 apud iudicem に対して、いみじくも、「in iure」と表現される。)において法学者が法務官の諮問に答えるという

キケロ

『発見・構想論』

における

legitima せ、

う。まず、自然(この場合の natura は、以下に見るように、「事物の本性」というよりも、「人間のもつ一定の性質、人間の本性」で 成り、後者には、パクトゥム pactum [=合意約束]、平等 par、先例 iudicatum が含まれる。第三の諸々の法定されたユース iura 復讐心 vindicatio、尊敬の情 observantia、言行一致の公明正大な生き方 veritas が含まれる。第二に、コーンスエトゥードーは、 は、一種の生来的な内在的な力 innata vis が我々に告げるものであり、それには、敬神の念 religio、義務感 pietas、 ある)から引き出されたある一定のユースは、ウーティリタース[=有用性・利益・効用]の原理に従って ex utilitatis ratione、コ めて興味深い議論が展開されており、キケロの自然法の考え方の問題としてよく議論の的になるところであるので、簡単に触れておこ 時間の経過とともに万人の意思で是認されたと考えられるユースと、法務官告示よってコーンスエトゥードーに転化したユースとから るという法の発展図式が示される。第一の自然のユース naturae ius (いわゆる「自然法 ius naturale」とは区別さるべきであろう) なお、この個所 (inv. 2, 65-68) で、キケロは法の発生についての考察を行っている。この問題自体は本稿の対象外であるが、きわ ンスエトゥードー consuetudo(通例は慣習〔法〕と訳される)に転化し、さらに民会の制定手続を経れば法律lexとして確定され レークス lex [=法律] を通じて認識されるべきだとされる。

assumptiva である。 どれほどなのかという程度問題に応じて、二種類に分けられるのである (Lausb.§174)。それは pars absoluta と pars さらに二つに分けられる。判定の基準であるユースについて問題がない場合に、そのユースの強さ、つまり正当性が る」(inv. 2, 69)パルスである。 り、「等しさと不等さの性質 aequi et iniqui natura、及び報奨と罰のラティオー praemi aut poenae ratio または報奨と罰のラティオー [=つり合い・比例性] praemi aut poenae ratio が問われる」(inv. 1, 14) パルスであ さて、属性的スタトゥスのもう一つのパルスである pars iuridicialis は、「等しさと正しさの性質 aequi et recti natura、 両者の表現は、 pars negotialis とは違って、ほとんど同じ表現である。このパルスは、 が 問われ

前者の pars absoluta は「ユースとユースでないかの問い iuris et iniuriae quaestio」(inv. 1, 15)、「正しいか正し

なる。 前者を用いれば、所為の正当性は強いものであり、後者であれば、援用される事情、つまり状況性に依存することに いが、 にせよ、所為の正しさの判定は、法廷での審理過程から判断されるのであるから、pars iuridicialis は、「法廷に関す 外部から何か弁護的なもの獲得」しなければならない場合 (inv.1,15)、「所為そのものがそれ自体からは是認され得な 後者の pars assumptiva は、「それ自体では補強するものを何も与えることはなく、訴追・請求を拒絶するためには、 実の内在的属性から正当性が引き出される場合で、通常は、高次のユースとの一致という形で主張される(Lausb. §176)。 したがって、前者は「絶対的」、後者は「相対的」または「仮定的」という訳が適切であろう。そして、 何らかの外部からの獲得された付随的な論拠によって弁護される」 場合 (inv. 2, 71) のパルスである。 かの問い recti et non recti quaestio」(inv. 2,69) をそれ自体の中に含んでいるパルスである。 つまり、 弁護側 いずれ

る部分」とでもなろう。 て、正当化事由ないし違法性阻却事由、また免責事由を申し立てるという刑事弁護側の技術として有用なものである。 に立ち入る余裕がないので、項目だけをあげておく (inv. 1, 15)。いずれも、所為そのものについての自白を前提とし ところで、属性的スタトゥスの法廷に関する部分の相対的部分は、さらに、四つに分けられるが、本稿では、 細部

り審判人の温情に訴えようという場合で(したがって、「承認」と訳すが、「自認」も可能である)、二つのパルスが

(一) コンケッーシオー concessio……被告人が所為について弁護せず、寛大な処置をとることを申し立てる、つま

(一・一) プールガーティオー purgatio……所為についての承認はあるが、罪責を避けようとして、意思 voluntas の介在を否定する場合で(したがって、「弁解」と訳す)、さらに、 不知 imprudentia 偶然・運命 casus

必然•不可避 necessitas(第二巻では、necessitudo)の三つのパルスがある。現代の概念とは、必ずしも

- うまく対応しないが、錯誤や不可抗力の主張と類似したものであり、いずれも、行為の故意を否定する 方法である。 デープレカーティオー deprecatio……所為、それも故意の所為であることを被告人自身が自白するに
- く)。情状酌量の要求にあたるであろう。 もかかわらず、寛大な処置をとることを申し立てる場合(「謝罪」、「哀願」などもあるが、「懇願」としてお
- $\stackrel{\frown}{=}$ 事実発生の原因 causa を他人のせいにするか、所為 factum そのものを他人の所為だとしてしまうかの二つの やり方がある。逐語的には「罪の除去」という訳語が存在するが、「罪責転嫁」としておきたい。内容的には、 は承認した上で、自分自身の罪責及び可能性から切り離して訴追を他人に転嫁しようと被告人が試みる場合。 レモーティオー・クリーミニス remotio criminis……所為について訴追がなされたとき、所為自体の違法性
- (三) レラーティオー・クリーミニス relatio criminis……だれかが、特に被害者が先に不法 iniuria を惹き起こし たので、訴追されている被告人自身の所為はそれに対して正当に iure なされたものだと言われる場合。「罪の 転嫁」という訳語があるが、「反対告発」としておきたい

事実抗弁、理由付否認にあたるであろう。

回 だと主張される場合。 コンパラーティオ comparatio……訴追されている所為とそれとは別の正しい行為あるいは利益のある行為 通例は、国家的な利益 ――とが比較され(したがって、「比較」である)、前者は後者をなすために行われたの

訟が提起されていない〔被告適格〕、訴訟提起が定められた審判人に対して apud quos なされていない〔裁判管轄〕、 でない、定められた刑罰 poena を援用していないということに、カウサ [=争いの原因] が依存している場合、 定められた時期•期間内 tempus に提起していない、定められた法律 lex に従っていない、定められた告発項目 crimen 訴訟を提起すべきと定められた者が訴訟を提起していない 〔原告適格〕、 訴訟の相手方と定められた者に対して訴

(平野) リックの構想 actio には移送 translatio や変更 commutatio を要すると見られるので、translativa constitutio と言われる。」(inv. 1,10) これに 変更・無効という手続の有効性にかかわるもので、――内容的には「手続的スタトゥス」が妥当であろうが 「訴訟の無効 infirmatio actionis」(inv. 1, 16) が加えられる場合もある。これの争点は、訴訟の移送・

における 稀にしか行われない れるわけで、審判人手続の段階においても、 スタトゥス」としておきたい。ここでは、いわば実体判決・本案判決ではなく、訴訟判決たる「却下判決」 は一般的に「転移的スタトゥス」と訳されているが、「転移」という表現自体多少不適切だと思われるので、「移行的 (inv. 2, 57)。その理由は、手続的な瑕疵は、 可能性としてはこのスタトゥスで争うことはできるのだが、 法務官の面前での法廷手続の段階で補正されてしま 実際には、 が要求さ

『発見・構想論』 らないのである。 いう反論と同時に、 実際上は、 たとえば、家長殺 parricidium で訴追された者がいた場合、 推定的スタトゥスでその事実自体を争ったり、 他の三つのスタトゥスの援用がなければ、 移行的スタトゥスだけでは十分に強力な弁護にはな 定義的スタトゥスで構成要件該当性を争ったり、 適切な法律・告発項目・ 刑罰でないと

そもそも移行的スタトゥスで争い得るような訴訟は審判人手続に付されないからである。

また、

仮にそのような

233 ---属性的スタトゥスの様々な弁護テクニックを用いたほうが説得的だと考えられるからである(inv. 2, 58)。

できるが、

実際には、

上述のような理由で、

きわめて稀な場合にしか有効ではないのである。

手続の瑕疵については、どの段階でも主張し得るが、万策尽きたときに最後の手段として苦し紛れに持ち出すことが 該当しないという点で争い、それが無理ならば、その法律の適用を排除する何らかの事由を探し出せばいいのである。 事実関係について争い、 以上四つのスタトゥスの順序は、 事実関係が動かせないものであると感じられるならば、次に、主張されている法律の要件に 被告人を弁護するのに適当な順序に対応している。 弁護人たる弁論家は、

24 力 ゥ サ

論

広島法学

問題になる。 された事例にすぎない。 的な枠組である。 スタトゥスは、 この意味において、 あくまでもカウサ causa (審理の上、 したがって、事件としてのカウサとスタトゥスの関連が、 スタトゥス論におけるカウサは、 判決が下されねばならない具体的個別的な事件)を扱うための理論 いわば具体的個別的事情を抜きにした類型化 キケロが次に扱われねばならない

結合的だとされる (inv.1,17)。結合的な錯綜した事件は、問いをそれぞれ分離して扱うことが要請されるのである。 ものを競争させて per contentionem どちらがよりよいか、あるいは最もよいものはどれかが問われる場合、 であり、二つ以上の問いがあって、二つ以上のことが問われている場合は、そのカウサは結合的 iuncta であり、 カウサと問い 事件が生じるということは、そこで何らかの処理さるべき問題が発生しているからである。そこでまず、キケロは、 quaestio の複合性を論じる。すなわち、問いが一つだけ含まれていれば、そのカウサは単純 simplex それも

である。この部分は、 問題とはせずに、『発見・構想論』では「争い controversia」として、『トピカ』では「準スタトゥス quasi status」 スタトゥス論の一部として位置づけられることが多い。しかし、キケロ自身は、 スタトゥスの

その次にキケロが論じるのは、

特に、

法解釈学的関心から繰り返され議論されてきた、

書かれたものの解釈の問題

クの構想 §142)。後者は成文法をモデルとして叙述されるが、遺言書や契約書などの意思表示を示す文書·書面などの文言=文 トゥムであり、ラウスベルクは「status generis rationalis」と「status generis legalis」いう名称を提案する ずれかである。「全ての問いが何らかのアルグメンタティオー argumentatio から構成される場合」(inv. 1, ーティオー、他方、「スクリープティオー scriptio [=書くこと] の類から」(inv.1,17) 争いが生じる場合がスクリプ (top. 95) として論じている。 「争いはラティオーの中にあるか、スクリプトゥム scriptum [=書かれたもの] の中にあるか」(inv. 1, 17) のいい

構想論』 することも可能である。 ウスベルクにならって、「論理 る。したがって、キケロ自身の用語としては、「論理における争い」と「文書における争い」ということになるが、ラ(8) イ・スタセイス nomikai staseis〔ギ〕に、つまりロゴス関係とノモス関係の分け方に対応していることは明らかであ の分け方そのものは、 キケロは言及しないが、ヘルマゴラスのロギカイ・スタセイス logikai staseis〔ギ〕とノミカ なお、 前者を「事実問題」、後者を「解釈問題」という整理も可能であるが、 (類) スタトゥス」または「理性(類)スタトゥス」と「法文(類)スタトゥス」と分類 いわゆる法的三

字テクスト一般にも適用される。それ故、「in scripto」と「in non scripto」という対照のさせかたもある。

問題」と呼ぶならわしー 法なので、避けたほうがよかろう。ところで、論理類スタトゥスは、前述の推定、 つまり事実認定に関する部分を「事実問題」、大前提、つまり法の解釈・適用に関する部分を「法律 一これは、 今日の訴状、起訴状、 判決書の構成ともパラレルである――と紛らわしい用語 定義、 属性、 移行の四つのスタト

段論法の小前提、

法文類スタトゥスの方は、 スタトゥスの観点から次の五つに分けられる。 つまり、 争いが起こる主張の対立点、 衝

説明は一応終わっており、ここでは省略されている。

突点が五つ考えられるわけである。

16巻1号 (1992年) — 意図・真の意思と一致しないと見られる」(inv.1,17) 場合。文言を厳格に解してそれを重視するか、 1 書かれたもの・文言と意図についての類 genus de scripto et sententia……「語そのものがそれを書い それとも軽視 た者の

無視してよいかという対立である。書いた者 auctor は、法律の場合は、言うまでもなく、立法者である。ここが文

広島法学 言主義=形式主義と意思主義との解釈方法論的対立として、 反対の法律からの類 genus ex contrariis legibus……「二つまたはそれ以上の複数の法律が互いに齟齬する」 しばしば議論の的なるところである。

言うまでもなく制定された成文法であり、民会で決議されたものを指す。もちろん、名称に法律とあっても、 (inv. 1, 17) と見られる場合。 法律Aの規定と法律Bの規定が、内容的に相対立しているのである。 法律というのは、

あいまいさの類 genus ambiguum……「書かれたものが、二つまたはそれ以上の複数のレース [=意味内容]

タトゥスは書かれたもの、遺言書や契約書など文書一般にも応用される。

が、必ずしも、 を表示する significare] (inv. 1, 17) と見られる場合。文言は一つであるが、その可能な解釈が複数存在するのである 書いた者の意図を重視するのではない。

ラティオーキナーティオーに関する類 genus ratiocinativum……「書かれたものから、

書かれていな

Ųλ

別のも

のが発見される」(inv.1,17) と見られる場合。もともと規定のないところに規定があるかのようにふるまう、 したがって、この場合の ratiocinatio は「類推」という訳語をあてる 欠缺補

のが最もふさわしいと思われるが、ratiocinatioの本来の意味である「(三段論法的) 推論 syllogismus」とはずれてい 充の一手段であるいわゆる類推解釈であって、

衝動] と並ぶものとして、ratiocinatio があげられているのである (inv. 2, 17)。それは「ある行為をするかしない すなわち、 ることに注意すべきであろう。また、 推定的スタトゥスにおける行為事実のカウサ[=動機]を論じている個所で、インプルシオー impulsio[= 『発見•構想論』においては、 もう一つ別の意味をもつ ratiocinatio が存在する。

行為することの利害得失を予め十分考え抜いて行為するに至ったときの、動機をさすためにこの語が用いられている につき、 入念細心な熟慮した案出 diligens et considerata....excogitatio」(inv. 2, 18) と定義されている。つまり、

(英訳の premeditation を参考にして、「予謀」という訳語をあてておく。)推論という共通点はあるものの、

上

のである。

が問われている」(inv.1,17) と見られる場合。定義的スタトゥスとの関係をどのように理解すればよいかはすでに論 述の二つの意味とはまた区別さるべきである。 (5) 定義に関する類 genus definitivum……「まるで定義的スタトゥスにおけるように、そこで定められた語の意味

ているものである。 法文類スタトゥスで展開されている以上の五つの方法は、 現代の法解釈方法論の基本的手法として、広く用いられ

じたが、他の論者では、この類を設けないのが通例である。

カウサについて、 以上二つのことが検討された後、 最後に、実際の訴訟過程との関連が見られることになる。

ぞれの手続上の用語も定まっているので、ここで扱われるのは、 のポイントについてである。それは、 人たる弁論家の最終目標は、審判人から勝訴判決を獲得することである。しかし、 カウサの、quaestio、ratio、iudicatio、firmamentum の四つの側面から見ら 弁論家がその手続の途上でどのような活動をするか 訴訟手続はすでに法定され それ

れるべきだとされる (inv. 1, 18)。

1

16巻1号 (1992年) - 238 なしたが、それは正当な、法にかなったものではなかった non iure fecisti」と「私はその行為をなしたが、それは正 れなかった non factum est」が衝突であり、属性的スタトゥスでは、「あなた(被訴追者)はある行為(犯罪行為)を が quaestio とされる。したがって、推定的スタトゥスでは、「ある行為がなされた factum est」と「その行為はなさ ところで、「カウサの衝突こそ、スタトゥスの本質である」ので、結局、「スタトゥスから生じた争い」(inv. 1, 18) クァエスティオー quaestio とは、「カウサの衝突 conflicto から生じる争い controversia」(inv. 1, 18) であ

当な、法にかなったものであった iure feci」がカウサの衝突であり、quaestio は「その行為はなされたか factumne

広島法学 ど)、上の衝突の一方、つまり訴追側の主張をインテンティオー intentio [= 刑事訴訟では、訴追趣旨の表示、民事訴 sit?」や「彼 また段階的にも可能であるが、これがなされなければ、つまり、犯罪事実の認諾や有罪の答弁、請求の認諾があれば、そもそも 訟では、請求の趣旨の表示を指し、訴訟の申立である]と呼び、他方、つまり被訴追者側の主張をデープルシオー depulsio そして、キケロはこの個所では説明しないが、具体的事例をあげて説明している個所で (inv. 2, 15;52;60;62;73 な =インテンティオーの否認・拒絶を内容とする答弁]と呼ぶ。(depulsio はそれぞれのスタトゥスについて可能であり、 (被訴追者) のなした行為は、正当な、法にかなったものであったのか iurene fecerit?」という形になる。

訴訟は不必要である。)したがって、ここで疑問文で表される quaestio は、「係争点」である。

ラティオー ratioとは、「カウサを維持するものであって、これが取り去られれば、カウサにおける争い

これ

訴追者の行為の理由、 なくなる」のであり、「これが取り去られるとすれば、争い全体も取り去られるのである。」(inv.1,18) つまり、 は訴追に対する被訴追者側の防御としてなされる否認の理由・論拠の提示である。属性的スタトゥスにおいては、被 これがなされなければ、 特に、 有罪判決・有責判決を回避するために行為を正当化する事由・弁明の論拠の援用が必要 弁護は成立しない。それ故、「…であるが故に、…した」という形での弁明がなされ

③ ユーディカーティオー iudicatio とは、「弁明論拠の弱体化と強化 infirmatio et confirmatio rationis から生じ

述の係争事項に両当事者の弁論が結合されて具体化された、審判人の判断が示されるべき問いであり、疑問文で表さ rationis が行われ、そこから「最も重要な争い summa controversia 」である iudicatio が出てくる。これこそ、前 る infirmatio rationis が対置されて(「弁明否定論拠」、「訴追理由」)、そのぶつかりあいから弁明論拠の展開 deductio る争い」(inv. 1, 18) である。confirmatio rationis は、 上述の ratio のことであり、それに訴追側の反撃・攻撃であ

リックの構想 論拠づけ argumentatio」(inv. 1, 19) である。したがって、被訴追側=弁護側の「補強論拠」である。もっとも『ヘ 4 フィールマーメントゥム firmamentum とは、「弁護の最強の、そして判定点に対するもっとも都合のよい appositus

れる。

それはまさに審判人の「判定点」である。

であるとみなされている。 いられており (Rhet. her. 1, 26)、キケロとまったく逆の扱いがなされており、これは、 レンニウス』では、firmamentum は訴追側の論拠という意味(つまり、キケロの infirmatio rationis と同じ意味)で用 以上見たように、それぞれのスタトゥスについて、quaestio、 ratio' infirmatio rationis' 通常、 iudicatio が考えられ、 キケロの用語法の混乱

における

『発見・構想論』 必然的に、quaestio と iudicatio は同一となる (inv. 1, 19)。) そして、それぞれのスタトゥスについて、弁論の応酬がな それぞれの数は一致する。(ただし、推定的スタトゥスにおいては、所為が争われているので、弁明論拠など存在しないので、

審判人の判定が下される。その際に、スタトゥス論で展開されるトポスをもっとも有効に利用するのが、

弁論

以上のうち、査問所手続との関連で言えば、①と② (訴追開始に必要な程度で)が法務官または査問所指揮者の面

され、

家の腕の見せ所である。

ム

iudicatum [=先例] となる (Lausb. §92)。

判人の判断が集積して、 ③をめぐって弁論の応酬がなされるが、 のはレース・ユーディカータ res iudicata [=既判事件、 前での第一段階の手続にほぼ対応しており、 当該事件に対する訴訟を終結させる判決の宣告・言渡 sententia がなされ、 内容的には弁明論拠の強化と弱体化が中心になるであろう。 その後、 証拠収集 inquisitio の段階を経て、 既判物〕となり、それは将来の裁判に対するユーディキウ 第二段階の査問所法廷では、 判決が下ったも 各判定点での審

五. 弁論のパルス論

広島法学 ことは、前述した通りである。 個別のテクニックの宝庫なのである。 表現・修辞部門と密接な関係をもっているが、そこは弁論の各パルスに最もふさわしいものを提供するための様々な レトリックの全体構想として、パルス論とスタトゥス論を合体させる『ヘレンニウス』のようなシェーマも存在する 『弁論術』でも論じられている。それが弁論のパルス論である。当然、レトリックの術のパルスとしての配列部門、 個の弁論を組み立てねばならない。そのためには、 テリアについては、 以上で一応の叙述が終了したのであるが、次に、弁論家は、その発見・案出された材料から 本稿では、この弁論のパルス論についても、概略を示すだけにとどめておく。 したがって、弁論のパルスは、テクニックを披露するための枠組である。 弁論の全体構想が必要であり、 それはすでにアリストテレスの なお、

に整える弁論」(inv. 1, 20) エクソールディウム exordium(prooimion〔ギ〕)……「聴衆の心を後続する発言を受け入れるのに適した状態 のパルス。 「序言部」または 「序論部」である。

キケロによると、以下の六つのパルスから成る (inv. 1, 19)。

ナーラーティオー narratio (prothesis (ギ)) ……「発生した、 あるいは発生したと考えられるレース「=出来

前

propositio である。

に、または、自己の主張を簡潔に要約して、「弁論全体を明確 illustris にし、見通しをよくする perspicuus 効果」(inv 3 パルティーティオー partitio……陳述部で述べた多岐にわたる論点を整理し、相手方の主張との異同を明

我々のカウサ〔=主張理由]に信憑性 fides、権威 auctoritas、 1,31) を産み出すパルス。「列挙部」、「列示部」である。『ヘレンニウス』では、enumeratio という語も用いられる。 4 コーンフィールマーティオー confirmatio (pistis (ギ)) ……「論拠をもちだす argumentare ことによって、 補強 firmamentum を与える」(inv. 1, 34) 弁論のパ

における クの構想 ルス。弁論の核心部分である。「立証部」、「証明部」、「論証部」などが可能であるが、私としては、証明、 なお、クィンティリアヌスの用語では、「立証部」につき probatio が、「反駁部」につき refutatio が用いられてい 少し限定して用いたほうがよいと考えるので、「立証部」とする。 ⊃ infirmare′ (5) レプレヘーンシオー reprehensio……「論拠をもちだすことによって、相手方の立証を否定し diluere、 弱体化させる elevare」(inv. 1, 78) 弁論のパルスである。「反駁部」、「弁駁部」があるが、前者をとる。 論証はもう 無効化

『発見・構想論』 る。 ある。」(inv. 1, 98) これは、最後にもう一度ポイントを列挙する形での全体の手短なまとめ enumeratio をして聴衆 ある。『発見・構想論』第二巻で展開されるトポスは、この立証部、反駁部で利用されることが前提となっている。 は立証部とまったく重なっているので、両者を区別せず一つのパルスであるとして、 argumentatio と呼ばれる場合も 6 また、「論拠をもちだすことによって argumentando」という語が、立証部とともに用いられており、 コンクルーシオー conclusio(epilogos〔ギ〕)……「弁論全体の出口 exitus であり、終結部分 determinatio で また、 方法

の記憶を喚起する部分と、聴衆の感情に訴える部分(インディーグナーティオー indignatio という相手方に対する憎しみ

ので、「結語部」を採用する。

16巻1号 (1992年) -ティリアヌスの用語では、ペルオーラーティオー peroratio である。 をかきたてる部分と、コンクエスティオー conquestio という聴衆の哀れみと同情を喚起する部分がある) なされているので、 一般的な意味での「結論」を提示するのではない。したがって、 弁論を通じて主張したいことは立証部ですでに 単なる結びの言葉の部分である から成る。 クィン

広島法学 うことが最も有効なのである。これが、結局のところ、言葉を通じて争いを解決するための西洋の知恵なのである。 せることが、 訴訟類、審議類、 つまり聴衆を説得することが弁論の目的である。その全体構成は、ここで説明したようなシェーマに従 演示類のいずれにおいても、 聴衆の理性面、 感情面双方に訴えかけて、自らの主張を受け入れさ

これは口頭の弁論だけでなく、書き言葉による論争にもそのままあてはまるのである。

唱されている今日、 その一端を見た西洋流のレトリックの弁論・論文の構築方法との隔たりは大きいものがあり、自己主張の必要性が高 るにはそれなりの有効性はあるが、自己の主張を伝え、相手を説得する目的には、 のような方法が論文の作法として相も変わらず堂々とまかり通っている状況は、不幸としか言いようがない。 リックと言えないこともなかろう。しかし、それは、内容的には、叙情、 方法である。 日本における論文の書き方のアドバイスとしてよく言われているのは、全体構成を「起承転結」 しかし、これはそもそも漢詩 西洋流のレトリックの方法を意識的に学ぶことから得る価値は大きいと思われる。 (五言絶句や七言律詩) の作法であり、その限りでは、 せいぜいが叙事であり、 はなはだ適さない方法である。 感情や事実を伝え の型にするとい 種の日本流 本稿で . ځ

結

語

トリックが、 特に「弁論術」というその発生時の特徴をよく示している訳語で呼ばれる場合には、 よくも悪くも、

善玉・悪玉二元論にとらわれすぎた人たちには、気に入らないようである。ローマにおいても、 件によっては、 つこともあるというふうに、どちらの立場に立っても、主張を展開できるし、またできねばならない。 それが同種の事件であっても、依頼人に応じて加害者の立場に立つこともあれば、 弁論家は、 被害者の立場に立 そのことが、 原告側

だれでもすぐに弁護士の仕事を思い出すようである。

依頼人の利益を最大限に擁護するのが弁護士の任務であり、

訴追側に立つこともあれば、被告側・被告人側に立つこともある。キケロ自身、不法利得に関する前七○年のウェッ

リックの構想 (平野) はそのための技術として誕生し、発達していったのである。(25) 弁護側に立っている。これは現代の弁護士がおかれている位置とまったく共通している。そしてそもそもレトリック レース事件 (Cic. Verr.) では訴追側であり、翌年の同じく不法利得に関するフォンテーイウス事件 (Cic. Font.) では

『発見・構想論』におけるレト たく異なっている点である。 下す裁判官(陪審員がおれば、それも含む)を説得して、自分の主張に賛成させ、 ーティクが裁判官に定位している 最大の関心事としている。ここが、現代の法学方法論が、 つまり自らが裁判官であるならば、 少なくとも実定法の法解釈学、正確には法教義学・ドグマ いかに判断を下すべきか 自らに有利な判断を下させることを、 のとはまっ

護人)という訴訟当事者に定位しており、自らがいずれかの当事者であれば、それぞれの主張を有効に展開し、

いる。そして、民事・刑事を問わず、原告側(原告、その代理人、検察官)・被告側

本稿でも明らかにしたように、レトリック理論は、

最も対立的構造をもつ訴訟類を中核的モデルとして展開されて

(被告、その代理人、被告人、

判断を その弁

243 キケロ はないかと思われるのである。それはレトリックが状況に密着した situativ、記号の語用論的な pragmatisch レベル ず、法的思考の特質を探求するにあたって、 れども、 法学の分野におけるレトリック的視点の重要性は、 レトリックの考え方が、 法廷弁論という局面だけではない。それにとどまら 非常に有効な方法的道具を提供してくれるので

広島法学 16巻1号 (1992年) -うものであるのかが、よく理解できなかった。肝心のところがどうもよくわからないという隔靴搔痒の感じをもった。 方法論に基礎を提供してくれる可能性をもつものである。もちろん、古代レトリックをそのまま現代に甦らせようと での言語使用の実践的理論を実は展開していたのだということによる。これこそ、現在、 今までに書かれたレトリックの紹介や研究を読んでみても、基本的な用語すら定まった訳語がない状態である。 に目を開かせられたのであるが、彼らがある程度自明の理、共通の了解事項としているレトリックそのものがどうい しての存在価値を見直そうというのである。 いうのではなく、 私は、フィーヴェクを通じてレトリック的な視点の有望さに、ハフトを通じてレトリック的発想の適用範囲 その基本的発想を、特に共同体の構成員としての人間相互間のコミュニケーションの道具、 我々が必要としている法学

技術と

一の広さ

られているのであるが、本稿では、それをキケロの、それも彼の最初の著作である『発見・構想論』の当該部分に即 発した研究の最初のものである。レトリックの全体の構想については、 して、理解しようと試みた(全体の枠組については、付表を参照していただきたい)。したがって、どれほど目新しいもの レトリック法理論を語る前に、レトリック理論、 特にキケロのそれを知らねばならないという関心から出 たいていのレトリックを扱った文献でも触れ

それなりの存在意義をもつと思う。ただ、キケロの他の著作との関係やキケロ以外の論者の理論との比較も、 が明らかになったかは心もとないが、少なくともキケロのテクストに即して、それを明らかにしようとすることは、 く不十分である。 触れずに、 翻訳だけを提示すれば、数頁にも満たない部分である。 それほど意味はないと思う。むしろ、一つ一つの単語にこだわりながら、 結果たる訳文だけを示してみても、そもそも対応する日本語の選定が問題であるこの種の文献を扱う場 しかも、『発見・構想論』そのものについても、その最初のごく一部が紹介、 しかし、訳者が訳語を選択し、その過程についていっさ キケロのテクストをどのように読んで 検討されたにとどまっ まった

てしまった。『発見・構想論』の残された部分、つまり弁論のパルス論、スタトゥス論の詳細な取り扱いについては、 という理由で、複数の可能な訳語かつ外国語をも並記したため、結果的に、このような読みにくい体裁の論稿になっ ったかを、 訳語の選択をどのように行ったかというプロセスを示すことを通じて叙述するほうがい いのではな か

後日を期したいと考えている。

* 式に従っており、キケロの場合、行文上、誤解のおそれのない場合は、「Cic.」を省略した。 た、それらからの引照は、平野敏彦「レトリック研究の予備知識」『広島法学』一五巻三号(一九九二年)所収の付論で説明した方 本稿では、古典文献のテクストとして、The Loeb Classical Library 版を用いており、それについては書誌的注記を省略する。

- * ギリシア語については、すべてアルファベット表記に置き換え、〔ギ〕と注記した。また、ギリシア語、ラテン語の片仮名表記の際 わずらわしくなるので、一部、長音表記をしなかった場合もある。
- 1 2 これについては、平野敏彦「レトリック研究の予備知識」『広島法学』一五巻三号(一九九二年)、 キケロの生涯については、何よりも、彼自身が書いた多くの著作から再構成されるが、早い時期のまとまったものとしては、プル
- のである。 世界の名著 波文庫、一九五六年)及び『プルタルコス英雄伝(下)』(村川堅太郎編)(ちくま文庫、一九八七年)がある。なお、『中公バックス タルコス Plutarchos/Plutarchus(四六年?—一二五年?)の『対比列伝〔英雄伝〕Bioi parlleloi〔ギ〕/Vitae Parallelae』中の ィリアヌスも、彼を最高の弁論家と評している ----と対比されている。邦訳として、『プルターク英雄伝(十)』(河野与一訳)(岩 ケロに関する叙述であろう。そこでキケロはギリシアの弁論家デモステネス(前三八四年-前三二二年)―― キケロもクインテ なお、田中秀央『ラテン文学史』〔覆刻〕(名古屋大学出版会、一九八九年)九五頁以下に、キケロの全著作の梗概の紹介 一四 キケロ エピクテトス マルクス・アウレリウス』も、参照。以下の叙述は、諸種の資料から私が再構成したも
- 3 がある。 『プルターク英雄伝(十)』(河野与一訳)(岩波文庫、一九五六年)二一五頁の訳注。

- 4 **『ヘレンニウス』については、平野「レトリック研究の予備知識」注(1)、参照**
- 5 法廷弁論については、柴田光蔵『ローマ法フォーラム』I(玄文社、一九八七年)九一頁以下の一覧表を参照:
- 6 本著作の成立については、平野「レトリック研究の予備知識」注(1)、参照
- 7 性格を示すためにあげられたのだろうと推測している。 Wiss. Buchg., 1973, S.77. は、この二名があげられたのは、彼らが種本の著者であったというより、むしろ、レトリックの哲学的 Wilhelm Kroll, Cicero und die Rhetorik (1903), in: Ciceros Literarische Leistung, hrsg. v. Bernhard Kytzler, Darmstadt:
- (8) レトリックの体系構想と叙述の方法について、Manfred Fuhrmann, Das systematiche Lehrbuch, Göttingen:Vandenhoeck Ruprecht, 1960.′参照
- 9 hrsg. v. Otto Brunner/Werner Conze/Reinhart Koselleck, Bd. 2., Stuttgart : Klett-Cotta, 1979, S.719ff. アンフレート・リード キーウィタースについての概念史的考察については、Manfred Riedel, Gesellschaft, bürgerliche, in: Geschichtliche Grundbegriffe, 「市民社会」同著(河上倫逸/常俊宗三郎編訳)『市民社会の概念史』(以文社、一九九〇年)第一章、参照。
- 10 キケロー(泉井久之助訳)『義務について』(岩波文庫、一九六一年)、訳者解説、三三〇頁。
- 11 Lausb.§」として、節番号で引照個所を示す。) Heinrich Lausberg, Handbuch der literarischen Rhetorik, 2. Aufl., München: Hueber, 1973. (以下において、 同書については
- 12 多い。しかし、factum は当該行為者の行為には直接関係しない「事実」をも意味する場合もあるので、すべてを「所為」という訳 結果発生した結果をひっくるめて言及する必要がある場合には、ドイツ語の「タート Tat」の概念を指す「所為」という語が用い 場合もあるので、「行為事実」という生硬な訳語を用いている。なお、刑法学において(裁判実務においても)、行為そのものとその 語で統一するわけにもいかないので、適宜、使い分けている。 られており、それを factum の訳語として用いることも可能であり、また、factum のドイツ語訳として Tat が用いられることも あり、「なされたこと」、つまり、過去になされて完了した行為そのものを意味すると同時に、「なされたもの」、つまり、その行為に より惹起された結果をも意味し得る。それ故、単なる「行為」や「事実」という訳語では意味するところを十分にカヴァーできない ファクトゥム factum は、「なす」を意味する動詞 facere(辞書の見出し語では、facio)の完了分詞が中性名詞化されたもので
- 13 以下において、刑事·民事という表現を用いるが、言うまでもなく、近代の、さらにはわが国の現行訴訟制度と一致しているわけ

: Clarendon, 1901 [New York : Kelley, 1971]、参照。なお、本稿では、ローマの訴訟・裁判制度について詳しく触れることはで にして、再構成されているのが実情である。それについては、A.H.J.Greenidge, *The Legal Procedure of Cicero's Time*, London 、、、、と思う。また、キケロの時代の訴訟がどのように行われていたかは、それ自体、資料の制約から、主としてキケロの著作を基礎、たいと思う。また、キケロの時代の訴訟がどのように行われていたかは、それ自体、 訳語の選択の際、できるだけ意味の混同がないように注意しつつも、重なりが大きいものについては、わが国現行法の用語を採用し きなかったが、それについては、船田享二『ローマ法』第一巻(岩波書店、一九六八年)二三四頁以下 ではない。ただし、大枠については重なり合うので、便宜的にこの表現を用いる。また、法律用語についても同様の事情であるが、 解釈方法」『法学新報』七四巻二・三号(一九六七年)一四五頁以下、などを参照。 「古代法廷技術素描」『判例時報』七○四号(一九七三年)一五頁以下、真田芳憲「共和制末期における弁論術 Rhetorica と法学の (同、一九七二年)一○五頁以下 (民事訴訟)、柴田光蔵『増補 ローマ裁判制度研究』 (世界思想社、一九七○年) 一○頁以下、同 (刑事訴訟)、 及び、第五巻

- 14 柴田「古代法廷技術素描」『判例時報』七一三号(一九七三年)二二頁。
- <u>15</u> Fuhrmann, Das systematiche Lehrbuch (N.8), S. 45, 60
- des Verbrechensbegriff, in : Festgabe für Arnold Herdlitczka, hrsg. v. Franz Horak/Wolfgang Waldstein, München/Salzburg *legung der römischen Juristen*, Köln : Heymann, 1967.' Franz Horak, Die rhetorische Statuslehre und der moderne Aufbau —」大橋智之輔ほか編『現代の法思想』(有斐閣、一九八五年)二一九頁以下、Uwe Wesel, Rhetorische Statustehre und Gesetzesaus: Fink, 1972. S.121-142. などを参照。 スタトゥス論について、Lausberg, Handbuch (N.11)のほか、植松秀雄「法律学の論理と倫理 ―― レトリックのスタトゥス論
- 17 後述のカウサ論の個所も、参照。 石川真人「法曹法の歴史的基礎づけ」(一)、(二)『北大法学論集』四一巻三号、

18

19 Wesel, Rhetoriche Statuslehre (N.16). なお、真田「共和制末期における弁論術」注(13)も参照

四号(一九九一年)、参照

- 20 りである。 (ギリシア語)用語 Wesel, Rhetoriche Statuslehre (N.16), S.25. 及び、Horak, Die rhetorische Statuslehre (N.16), S.142. —— クィンティリアヌスやヘルモゲネスを通じて明らかになる — ― をキケロの用語と対照させると、以下の通 により、 ヘルマゴラスの

論理類=genus rationalis/logikai staseis

推定=coniectura/stochasmos〔ギ〕

定義=definitiva/horos〔ギ〕

属性=generalis/poiotes〔ギ〕

移行=translativa/metalepsis〔ギ〕

法文類=genus legale/nomikai staseis〔ギ〕

反対の法律=contrariae leges/antinomia〔ギ〕 文言し意思=scriptum et sententia/rheton kai hypexairesis〔半〕; rheton kai dianoia〔半〕

あいまいや=ambiguum/amphibolia (ギ)

石川「法曹法の歴史的基礎づけ」(一) 注(18)、四一巻三号(一九九一年)一六頁以下、参照。 推=ratiocinatio/syllogismos (ギ)

21

syllogismos〔ギ〕(演繹、三段論法)の、レトリックへの適用が説かれているところであり、レトリック本来の用語法で言えば、exemplum 語法には混乱が見られる。したがって、この場合のラティオーキナーティオーは、「推論」の意でも、「弁論術的推論」という限定し /paradeigma〔ギ〕(例証)とentymema/entymema〔ギ〕(エンテューメーマ)とされるべきであろうが、この時期のキケロの用 う使い方もしている。立証部のこの個所は、論理学の推論方式である inductio/epagoge〔ギ〕(帰納)とdeductio;syllogismus/ た意味で用いられている。訳語としては、あっさりと「エンテューメーマ」としてもよいが、内容的には、「蓋然的推論」といわゆ また、キケロは、「すべての argumentatio は、inductio か、ratiocinatio かのいずれかによって処理される」(inv. 1, 51) とい 「省略三段論法」を含んでいる。

 $\widehat{24}$ 前述のスタトゥス論の個所も、 参照。

常設査問所手続については、柴田『ローマ裁判制度研究』注 (13)、二九頁以下、を参照。

ックへの言及がある。

23

これについては、釘沢一郎編『弁護士の実務・技術』(講座 現代の弁護士 四)(日本評論社、一九七〇年)一頁以下に、レトリ

付表 『De Inventione』におけるキケロのレトリックの全体構想

